(3)　この条約に規定する保護は、この条約が各締約国について効力を生ずる前に行われた行為、締結された契約又は取得された権利に影響を及ぼすものではない。

(4)　締約国は、この条約が効力を生ずる前に実演について適法な行為を行った者が、この条約が当該締約国について効力を生じた後に、同じ実演について第五条及び第七条から第十一条までに規定する権利の対象となる行為を行うことができるよう、国内法令において経過規定を定めることができる。

第二十条　権利行使の確保に関する規定

(1)　締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2)　締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法令に基づいて確保する。

第二十一条　総会

(1)(a)　締約国は、総会を設置する。

(b)　各締約国は、総会において、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c)　各代表団の費用は、その代表団を任命した締約国が負担する。総会は、世界知的所有権機関に対し、国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とされている締約国及び市場経済への移行過程にある締約国の代表の参加を容易にするために財政的援助を与えることを要請することができる。

(2)(a)　総会は、この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。

(b)　総会は、政府間機関が締約国となることの承認に関し、第二十三条(2)の規定により与えられる任務を遂行する。

(c)　総会は、この条約の改正のための外交会議の招集を決定し、当該外交会議の準備のために世界知的所有権機関事務局長に対して必要な指示を与える。

(3)(a)　国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(b)　政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国でこの条約の締約国である国の総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。

(4)　総会は、世界知的所有権機関事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、世界知的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(5)　総会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努めるものとし、臨時会期の招集、定足数、種々の決定を行う際に必要とされる多数（この条約の規定に従うことを条件とする。）その他の事項について手続規則を定める。

第二十二条　国際事務局

世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

(1)　世界知的所有権機関の加盟国は、この条約の締約国となることができる。

(2)　総会は、この条約が対象とする事項に関し権限を有し、及び当該事項に関しその全ての構成国を拘束する自らの法制を有する旨並びにこの条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨を宣言する政府間機関が、この条約の締約国となることを認める決定を行うことができる。

(3)　欧州連合は、この条約を採択した外交会議において(2)に規定する宣言を行っており、この条約の締約国となることができる。

第二十四条　この条約に基づく権利及び義務

各締約国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づく全ての権利を享有し、全ての義務を負う。

第二十五条　この条約の署名

この条約は、その採択の後一年間、世界知的所有権機関の本部において、この条約の締約国となる資格を有する国による署名のために開放しておく。

第二十六条　この条約の効力発生

この条約は、第二十三条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する国のうち三十の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

第二十七条　締約国についてこの条約の効力が生ずる日

この条約は、次に掲げる日からこの条約の締約国となる資格を有する国を拘束する。

(i)　前条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する三十の国については、この条約が効力を生じた日

(ii)　(i)の国以外の第二十三条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する国については、当該国が世界知的所有権機関事務局長に批准書又は加入書を寄託した日から三箇月の期間が満了した日

第二十八条　この条約の廃棄

いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長に宛てた通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務局長がその通告を受領した日から一年で効力を生ずる。

第二十九条　この条約の言語

(1)　この条約は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(2)　世界知的所有権機関事務局長は、いずれかの関係国の要請により、全ての関係国と協議の上、(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、「関係国」とは、世界知的所有権機関の加盟国であって当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧州連合及びこの条約の締約国となることができる他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

第三十条　寄託者

この条約の寄託者は、世界知的所有権機関事務局長とする。

外務大臣　茂木　敏充
文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三